

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面（65）

2012年 3月 26日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（4）への反論

1、先行する本件違法採択が、本件図書の購入の直接の原因であること

本件は、被告今治市教育委員会が、採択協議会の答申などを全く無視して、極めて評価の低い扶桑社版歴史・公民教科書を違法に採択したこと、また、採択協議会の答申と異なる国語教科書の違法に採択という先行する違法行為が直接の原因として、教員用の教科書などを今治市財政から購入したのは、違法な公金の支出に該当すると訴えたものである。

本件採択が違法であることは、覆すことができないと観念した被告らは、本件採択と本件図書の購入が直接の原因ではないことを中心として、反論してきた。しかしながら、以下に述べるように、被告らのその主張は、二転三転し、合理性も皆無で、矛盾している。

1、被告の主張の二転三転とその主張の合理性皆無と矛盾について

例えば、被告準備書面（1）10Pで次のように主張している。

教科用図書や教師用指導書の購入は、各学校を含む教育委員会におい

て必要と判断した際にその都度購入するものであり、本件採択を直接の原因として購入するものではない。

原告らは、この被告らの主張に対して、本件採択が、本件図書の購入の直接の原因であることを明確に示す証拠（被告が作成した下記の証拠甲47号証）を提出した。これには、中学校教師用教科書・指導書の購入理由を、「平成21年8月27日の教育委員会において、平成22年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要になった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても購入いたしたい。」とあり、本件採択が本件図書の購入の直接の原因であることを明らかである。

すると、被告らは、被告準備準備（3）2pで、次のように反論してきた。

図書は、事務に必要なから購入するのであって、このことは教師用指導書等においても同様である。例えば、新しい法律が制定され、その解説書等の図書を購入する場合、事務に必要なかどうかを判断し、この判断を介して購入するのであって、新しい法律が制定されたことを直接の原因として購入するものではない。

原告らは、この被告が主張する「事務に必要な」に対して、教育委員会の総務課の事務上の必要から、本件図書と購入したのではなく、学校現場において、教科書は、主たる教材として使用されるのであるから、生徒たちが使用する教科書と同じ教科書が、教員の教育活動上不可欠であり、「教育活動の必要」が本件図書の購入理由であると反論した。このことは、被告らが作成した証拠甲57号証「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）」（以下「事前伺書」という。）の「平成22年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要になった教師用教科書を購入いたしたい。」との明記されていることも明らかである。

すると、被告準備書面（4）の2頁で、次のように、被告の主張を訂正し

た。

確かに行政執行上の事務に必要なものでなく、教育活動（学校教育の現場）において使用するため必要なものであり、被告らの表現が不適切であるとすれば、準備書面（3）2頁12、13、33行目の「事務に必要な」とあるのは「教育現場において必要」と訂正する。

しかし、本件採択と本件図書の直接の関係を否定している。

被告準備書面（3）の「事務に必要な」とあるとの主張を、「教育現場において必要」と置き換え、本件採択と本件図書のこともこれに当てはめると次のようになる。

図書は、教育現場において必要となるから購入するのであって、このことは教師用指導書等においても同様である。例えば、本件教科書が採択され、本件図書を購入する場合、教育現場に必要なかどうかを判断し、この判断を介して購入するのであって、本件採択が直接の原因として購入するものではない。

しかし、この被告らの主張では、事前伺書を行ったのは総務課であることから、「必要となった」と判断したのは、総務課ということになる。教科書の取り扱いの所管は、学校教育課であるので、異なる所管である総務課が、「図書は、教育現場において必要となる」と判断したという矛盾が起こる。つまり、本件財務会計行為における違法が、新たに派生する（詳細は、原告準備書面（64）のとおり。）。

また、被告準備書面（4）の5頁では、「必要となった」とは、内心の意思であると述べている。「必要となった」となったのは、内心の意思であるとの被告らの主張の理論性皆無かつ矛盾することこと、「教科書採択」から「教師用教科書の購入という公金支出に至るまでは、何らの行為も、また、裁量権

も介在する余地がな」いこと、実際、教育委員会にしろ、今治市行政当局にしろ、「教科書採択」から「購入・公金支出」までの間に、「何らの行為」も行なっていないし、「裁量権」も介在させてはいないことは、原告準備書面（62）で述べたとおりである。

しかし、教育職員免許状を有する教育現場の教員らの「教育活動の必要」との理由の事前伺書に示された教育現場の教育活動上の必要に対して、教育職員免許状などを有することを義務付けられていない総務課の職員らが、「必要となった」との内心の意思により、購入を必要と判断したのであれば、本件採択における相手方教育委員らの本件違法採択と同様に、教科書を選定するために必要条件を満たしていない総務課の職員らが、教員らの教育活動に必要な有無について、つまり、権限外のことを総務課の裁量として判断したこととなる。それは、違法な教育への介入であり、関連会計法などにも反する違法な財務会計行為である。

結語

以上のように、いずれにしても、本件採択と本件図書購入の直接性に関する被告らの主張は、矛盾・論理性が皆無であり失当というほかなく、本件違法な採択を直接の原因として、本件図書購入を行ったことは明白である。

以上